

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(X-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	担当 部署名	老健局総務課 健康・生活衛生局健康課	作成責任者名	総務課長 江口 満 健康課長 丹藤 昌治
高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること(施策目標X-1-2) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること				
施策の概要	<p>○ 介護保険制度には、保険者である市町村が、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する「地域支援事業」という仕組みがあり、生活支援サービスは、地域支援事業に位置付けられ、市町村が中心となり、要支援者や要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象に、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスと日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきた。</p> <p>○ 地域支援事業については、平成26年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成27年4月から平成29年4月までに、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村が行う総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参加する多様なサービスを総合的に提供する仕組み(以下「新しい総合事業」という。)へと見直しを行った。</p> <p>○ 新しい総合事業は、一般介護予防事業とサービス・活動事業に分かれる。このうち一般介護予防事業は、すべての65歳以上の高齢者を対象としている。住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すものである。</p> <p>○ サービス・活動事業は、要支援者や基本チェックリスト※1 該当者等を対象としている。要支援者や事業の対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業の対象として支援するものである。事業は大きく分けて4つに分類される。 ①掃除・洗濯等の日常生活場の支援を訪問により提供する「訪問型サービス」 ②機能訓練や集いの場等への通所により日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」 ③栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等の提供を行う「その他生活支援サービス」 ④これらの新しい総合事業によるサービス等が適切に提供されるよう調整する「介護予防ケアマネジメント」 ※1 高齢者が自身で生活機能に低下があるかどうかチェックする質問リストのこと。</p> <p>○ 少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営む機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要である。そのため、令和6年度から、「21世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」※2を開始し、高齢期に至るまで健康を保持するための若年期からの取組の重要性など、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進している。 ※2 健康増進法(平成14年法律第103号)第7条第1項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。対象期間は、令和6年度から12年間。</p>			
施策を取り巻く現状	<p>1. 介護保険制度をとりまく状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者数は2043年にピークを迎える見込み(3,953万人)。 要介護認定率及び一人当たり介護給付費が特に高い85歳以上人口は、2035年頃まで一貫して増加。 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加(2025年には約470万人との推計)。 世帯主が65歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加(2040年に30.3%との推計)。 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。 高齢者の生活機能は、75歳以上で急速に低下。身の回りの動作等は維持されていても、買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。 <p>2. 日常生活支援や介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身世帯等の増加、支援を必要とする軽度の高齢者の増加の中、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組んでいる。 <p>2-1 生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前相当サービスを実施している市町村は、訪問型で1,593市町村(91.5%)、通所型で1,582市町村(90.9%)。従前相当サービス以外の多様なサービス・活動をいずれか実施している市町村は、訪問型で1,134市町村(65.1%)、通所型では1,242市町村(71.3%)。(令和5年度) 通いの場の数及び参加率は令和元年度まで上昇傾向であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により低下し、令和3年度以降は再び上昇。 <p>2-2 関係者間の連携(包括的支援事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議は1,718市町村(98.7%)で開催。同会議を開催している地域包括支援センターの割合は、94.0%(5,126か所)。年12回以上(月平均1回以上)開催している地域包括センターは約2割。(令和5年度) 生活支援コーディネーターは、第1層(市町村区域)では1,701市町村(97.7%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,690市町村(97.1%)に配置されている。(令和5年度) 協議体は、第1層(市町村区域)では1,657市町村(95.2%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,612市町村(92.6%)に設置されている。(令和5年度) <p>3 予防・健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防とフレイル対策(運動、口腔、栄養等)、生活習慣病対策を一体的に実施するため、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施(令和2年4月～)。 令和4年の健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)は、平成22年と比較して男性で2.15年、女性で1.83年増加した(平成22年と平成25年の対比:男性0.77年、女性0.59年、平成22年と平成28年の対比:男性1.72年、女性1.17年、平成22年と令和元年の対比:男性2.26年、女性1.76年)。同期間における平均寿命は男性で1.50年、女性で0.79年増加(平成22年と平成25年の対比:男性0.66年、女性0.31年、平成22年と平成28年の対比:男性1.43年、女性0.84年、平成22年と令和元年の対比:男性1.86年、女性1.15年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成した。 			

施策実現のための課題	1	【生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等)】 ○ 高齢化や単身世帯等の増加に伴い増加・多様化する生活支援のニーズに地域の実情に応じて対応することが必要。 ○ 生活環境の調整や、地域の中に生きがい役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要。	
	2	【関係者間の連携(包括的支援事業等)】 ○ 関係者の連携により、個別ケースの課題解決から地域課題の発見、その解決に向けた取組までつなげていくことが必要。	
	3	○ 介護予防と生活習慣病対策を一体的に実施し、さらなる健康寿命の延伸を図ることが必要である。 ○ 栄養・食生活、口腔、運動、社会参加等、高齢者の特性を踏まえ、健康状態、生活状況等を包括的に把握することが重要である。 ○ その結果を踏まえ、健康状態に課題がある高齢者を把握し、介護予防と保健事業が連携して、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う必要がある。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	・要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。 ・通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。	地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が必要であるため。
	目標2 (課題2)	・生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。 ・地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。	地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため。
	目標3 (課題3)	適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。	高齢者の運動器障害や低栄養による自立度低下や虚弱を防ぐためには、適度な運動などによる健康づくりが必要であるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス・活動(多様な主体によるサービス・活動、住民主体によるサービス・活動、短期集中予防サービス、移動支援)及びその他生活支援サービスを実施している事業所数(アウトプット)	22,995事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(28,350事業所)以上	前年度(28,816事業所)以上	前年度(29,000事業所)以上	前年度(28,251事業所)以上	前年度以上		
						28,816事業所	29,000事業所	28,251事業所	集計中(令和8年3月上旬公表予定)			
	訪問型・多様なサービス・活動	11,159事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(14,066事業所)以上	前年度(14,304事業所)以上	前年度(14,720事業所)以上	前年度(14,584事業所)以上	前年度以上		<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、そのニーズも多様化している。 ・ そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様なサービス・活動が利用できる体制を市町村が整備していく必要があることから、その事業所数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。
						14,304事業所	14,720事業所	14,584事業所	集計中(令和8年3月上旬公表予定)			
通所型・多様なサービス・活動	10,061事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(12,433事業所)以上	前年度(12,611事業所)以上	前年度(12,637事業所)以上	前年度(12,232事業所)以上	前年度以上		<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における議論の中間整理(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通して(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。 	
					12,611事業所	12,637事業所	12,232事業所	集計中(令和8年3月上旬公表予定)				
その他生活支援サービス	1,775事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(1,851事業所)以上	前年度(1,901事業所)以上	前年度(1,643事業所)以上	前年度(1,435事業所)以上	前年度以上			
					1,901事業所	1,643事業所	1,435事業所	集計中(令和8年3月上旬公表予定)				
2	介護予防に資する通いの場への参加率【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野18】(アウトプット)	4.2%	平成28年度	8%	令和7年	-	-	6.4%	7.2%	8%		<ul style="list-style-type: none"> ・ これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。 ・ そのため、市町村は、通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要があることから、そのための自主活動の場への高齢者の参加率を指標として選定した。
						4.8%	5.5%	6.70%	集計中(令和8年3月頃算出予定)			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等)	※	※	※	-	※	002265
	【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 17.20.21.28.29.60 ii】 (関連 1-10-1)	※	※				
(2)	在宅福祉事業費補助金 (昭和38年度)	※	※	※	2	※	002843
		※	※				
(3)	全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	※	※	※	2	※	002845
		※	※				
(4)	全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	※	※	※	-	※	002844
		※	※				
(5)	老人保健健康増進等事業 (平成2年度)	※	※	※	-	※	002842
	【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	※	※				
(6)	後期高齢者医療制度事業費 補助金 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002267 018673
	(関連 1-10-1)	※	※				
(7)	後期高齢者医療企画指導費	※	※	※	-	※	002282
	(関連 1-10-1)	※	※				
(8)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	※	※	※	1.2	※	002846
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○3	個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数(アウトプット)	33,057件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(41,296件)以上	前年度(45,329件)以上	前年度(46,712件)以上	前年度(45,087件)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースを扱う地域ケア会議は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために行っており、介護支援専門員の資質向上に繋げるためにも有効な手段である。 そのため、地域包括支援センター等が積極的に個別ケースを扱う地域ケア会議を開催する必要があることから、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数については、各自治体等が地域の実情に応じた必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定は困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度を実施する事業分から、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ、これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいります。
				日常生活圏あたりの平均実施回数	6.95件	7.22件	6.92件	集中中(令和7年12月中算出予定)	集中中(令和7年12月中算出予定)	(出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)		
4	地域課題を検討する地域ケア会議の開催市町村数(アウトプット)	1,314市町村	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(1,306市町村)以上	前年度(1,318市町村)以上	前年度(1,354市町村)以上	前年度(1,416市町村)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を検討する地域ケア会議は、複数の個別事例から明らかとなった地域課題を共有し、これを解決するために地域の関係者が参加して地域づくりや政策形成に結び付けていくことにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を推進していくために有効な手段である。 そのため、地域課題を検討する地域ケア会議を開催する市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催市町村数については、各自治体が地域の実情に応じた必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定は困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度を実施する事業分から、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ、これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいります。
				1,318市町村	1,354市町村	1,416市町村	集中中(令和7年12月中算出予定)	(出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)				
5	生活支援コーディネーターの配置人数(アウトプット)	9,339人	令和2年度	前年度以上	毎年度	前年度(9,339人)以上	前年度(8,893人)以上	前年度(9,203人)以上	前年度(9,403人)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、多様な主体と連携しながら、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う者であり、その配置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 そのため、生活支援コーディネーターの配置人数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置人数については、各自治体が地域の実情に応じた配置するため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定が困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における議論の中間整理(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。
				8,893人	9,203人	9,403人	集中中(令和8年3月上旬公表予定)	(出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査				

6	協議体の数 (アウトプット)	9,400箇所	令和2年度	前年度以上	毎年度	前年度 (9,400箇所) 以上	前年度 (9,453箇所) 以上	前年度 (9,995箇所) 以上	前年度 (10,858箇所) 以上	前年度以上	・ 協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場であり、その設置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、協議体の数を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	・ 設置数については、各自治体が地域の実情に応じ設置するため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定が困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。
7	地域における生活支援・介護予防サービスの提供状況等をデータとして整理するとともに、生活支援コーディネーターや協議体を活用しながら、地域の課題を分析・評価している市町村数 (アウトプット)	1,102市町村	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	前年度 (1,102市町村) 以上	前年度 (1,262市町村) 以上	・ 生活支援コーディネーターや協議体が地域における生活支援体制整備に向けて有効に機能するためには、各市町村が生活支援コーディネーターや協議体が活動するにあたって参考となるデータを整理し、生活支援コーディネーターや協議体とともに、地域の課題の分析や評価等を行うことが必要である。 ・ そのため、市町村におけるデータの整理及び地域課題の分析・評価の実施状況を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典)：保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標(市町村分)	・ 各自治体が地域の実情に応じて分析や評価等を行うため、具体的な数値目標及び各年度の目標値を定めることは困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。
8	生活支援コーディネーターや協議体等とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数 (アウトプット)	1,609	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	前年度 (1,605市町村) 以上	前年度 (1,609市町村) 以上	前年度 (1,609市町村) 以上	前年度以上	・ 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターや協議体との連携を強化する必要がある。 ・ そのため、連携強化に資する支援を行っている市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	・ 連携強化に資する支援は各自治体が地域の実情に応じて行うため具体的な数値目標及び各年度の目標値を定めることは困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度を実施する事業分から、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいります。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
9	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合(個別事例の検討件数/受給者数)が0.83%以上の市町村数					887市町村	808市町村	967市町村	集計中 (令和7年12月中算出予定)		地域ケア会議の開催については、地域の実情に応じた支援が行われているかどうかを測る指標として、地域ごとの受給者数のばらつきを踏まえた指標が有効であることから、地域における受給者数あたりの個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催数が0.83%(※)以上の市町村数を指標として選定した。 ※令和2年度地域包括支援センター調査による各センターの地域ケア会議開催数の中央値5.0回(5.0事例)を1圏域の基準として算出したもの	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
(9)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	※	※	※	4,5,6,7	※					002846	
(10)	介護給付等費用適正化事業 (平成20年度)	※	※	※	-	※					002474	
(11)	百歳高齢者記念事業費等(昭和38年度)	※	※	※	-	※					002847	

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
10	ロコモティブシンドロームの減少(足腰に痛みがある高齢者の人数)(人口千人当たり)(65歳以上)(アウトカム)	-人	※令和8年中に公表予定。	令和4年	210人	令和14年度					(目安)210人 ※令和14年度目標値	<ul style="list-style-type: none"> ロコモティブシンドロームは、運動器の障害によって、立つ、歩くという移動機能の低下を来した状態とされており、生活機能の中でも、移動機能は健康寿命の延伸の観点からも、特に重要と考えられる。 高齢化が進行することを考慮すると、足腰の痛みのある者の割合の自然増加は避けられないが、取組の推進による改善効果や実行可能性を考慮して、指標を設定した。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21_00006.html) (参考)令和元年度実績 232人 (出典):国民生活基礎調査(大規模調査:3年ごと)	左記のとおり
11	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制(65歳以上)(アウトカム) 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGI】	-%	※令和8年中に公表予定。	令和6年	13%	令和14年度					13%未満	適切な栄養状態の確保は、高齢者の虚弱化の予防又は先送りにつながると考えられるため、当該指標を設定した。 また、ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強いため、重要な指標として当該指標を設定した。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21_00006.html) (参考)平成28年度実績:17.9%、令和元年度実績:16.8% 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査 ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。	左記のとおり
達成手段3(開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	達成手段の概要等							行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額	予算額									
		執行額	執行額	執行額									
(12)	健康増進事業(平成20年度)(関連:29-(1-10-2))	※	※	※	8,9,10	※							002337
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定時期	令和6年度	
施策の執行額(千円)		198,329,137			185,388,057			184,609,271					
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明					令和6年3月8日		高齢者介護については、感染症や災害への対応力を強化しつつ地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症基本法の目的でもある共生社会の実現に向け、普及啓発や本人発信の支援など総合的な認知症施策に取り組みます。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。